

## 議案第30号

石岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険の住所地特例の適用を受ける被保険者の特例引き継ぎについて、所要の事項を整備するため。

## 石岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

石岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により石岡市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者  
附則第2条を削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。